

1 趣旨

この解説版は、住民、事業者、町が、それぞれの責任と役割分担に基づき、互いの特性を尊重しながら協力しあい、地域を支えるあらゆる主体が主役となった町づくりをめざして定める、「岬“ゆめ・みらい”サポート事業制度」の仕組みや考え方について、広く理解を促進し、もって制度の適切な運営に資することを目的とするものです。

2 要綱の内容(岬“ゆめ・みらい”サポート事業制度要綱第2条第1項関係)

社会的責任に対する意識の高まりを踏まえ、住民団体はじめ、NPOや民間事業者等が取り組む地域貢献活動等と本町施策との協働・連携を進め、民間のノウハウと活力を活かした効率的かつ効果的な公共・公益サービスを創造し、実現するための官民協働を促進する仕組みについて、必要な事項を定めています。

3 地域貢献活動等(岬“ゆめ・みらい”サポート事業制度要綱第2条第3項関係)

この制度の柱となる地域貢献活動等を「地域貢献活動」、「社会的企業活動」、「その他の社会貢献活動」の3つに分類し、次のように定義しています。

(1) 地域貢献活動

本町域を中心とする地域社会の公益に資する活動をいい、まちづくり活動等の地域活性化活動やボランティア活動はもとより、企業や団体などの法人が行う慈善事業または営利活動を通しての結果的な地域課題の是正、ボランティアへの援助、本町及び本町域の公益法人が実施する公共サービスへの人材資機材の供出、並びに本町又は本町域の公益法人に対する寄附などを含むものとしています。

基本的には、無償で行う公共サービス活動であり、地域の美化清掃活動やアドプト活動、町や社会福祉協議会などの公共的団体が実施する事業への人材・機材の無償提供のほか、町や社会福祉協議会などの公共的団体が実施する事業への協賛金の供出、寄附を目的とした各種チャリティイベントなど様々な活動が想定されます。

(2) 社会的企業活動

NPO及び民間事業者が社会的課題の解決を目的として実施する有料のサービス提供活動をいいます。

地域貢献活動が無償の公共サービスであるのに対し、一定の受益者負担を得て実施する有料の公共サービスであり、一般の企業活動のように自社の利潤の最大化を行うものではなく、いわゆるコミュニティビジネスのように社会的課題の解決を最優先とし、得た利益を当該事業の強化や拡大、あるいは新たな社会的課題の解決を目的としたサービスに活用するなど、公共の利益を基本とする活動を想定しています。

(3) その他の社会貢献活動

本町域における活動を通じて、本町域に止まらず、日本社会の公益に資する活動及び国際社会に貢献する活動をいいます。なお、主たる活動拠点を本町に置く団体にあつては、本町外において行う活動を含むものとしています。

4 サポーターの要件の考え方(岬“ゆめ・みらい”サポート事業制度要綱第3条関係)

サポーターについては、町とともに公共サービスを担っていただくパートナーであり、幅広い住民の理解が得られることが大切です。

このため、要綱第3条にその要件を「地域貢献活動等について、自ら提案し、実施する意欲があり、本町の施策との連携・協働等を通じて、地域社会の発展に寄与することを希望するグループ及び団体(法人格の有無は問わない)を公募し、登録する。」としています。また、消費者の安全と保護の観点から、但し書きにより「主たる事業が営利を目的とする団体、企業にあつては、社会的責任あるいは地域貢献に対する代表者の考え方、企業理念等を明確に提示することを必須要件としています。

次に、第3条第2項に規定する登録しない場合の考え方は次のとおりです。

(1) 法令等に違反する行為のあったもの又はそのおそれのあるもの
法令等に違反した場合は、刑罰あるいは行政罰等により一定の社会的制裁を受けることとなりますが、その制裁を終えるまでの間は登録できません。例えば営業停止処分等を受けている場合は、その処分が終了するまでの間は登録できません。 そのおそれがあるものとは、過去度重なる法令違反があった場合や社会的制裁措置に対して不服申立てを行っている場合などを想定しています。
(2) 公序良俗に反する企業活動を行うもの又はそのおそれのあるもの
(1) 一般常識から判断して好ましくない商品やサービスの販売事業者 例えば、大阪府青少年健全育成条例第13条(有害図書類)、第16条(有害がん具類)に規定する物品の販売を専門とするものなど (2) 消費者に被害が生じる疑いのある販売事業者 例えば、モニター商法や内職商法等で、本来の事業と異なる内容で消費者を誘導するものや、医師の処方が必要な特殊な薬品等が含まれる商品の違法販売等 (3) 過去に悪質な事件を起こした事業者 過去に悪質な法令違反、あるいは、社会秩序の維持に支障をきたすような事件を起こした事業者で、一般社会の理解が得られていないもの (4) 各種法令等で定められた事業者の責務を果たしていない事業者 本町の条例及び各種法令で定められた事業者の責務を明らかに果たしていないものなどを想定しています。
(3) 民事再生法若しくは会社更生法による再生又は更生手続中のもの
該当するものにあつては、本町の入札参加資格要件との整合の観点から、除外するものです。
(4) 本町の指名停止措置を受けているもの
本町の入札制度との整合の観点から、除外するものです。
(5) 人権侵害の事象があったもの又はそのおそれのあるもの
過去1年以内に人権侵害にかかる事象があったもの、又は過去に人権侵害にかかる事象が発生した後においても、人権尊重の意識啓発や個人の尊厳を重視した改善の取組

<p>みが行われていないような場合を想定しています。</p>
<p>(6) 政治活動を助長するおそれのあるもの</p> <p>地方公務員法第36条に規定する職員(地方公務員)の政治的行為制限に支障をきたすおそれがあるものを除外するもので、具体的には議員あるいは政治団体が行う事業等を想定しています。</p>
<p>(7) 宗教活動を助長するおそれのあるもの</p> <p>憲法第20条に定める信教の自由を保障するとともに、行政の宗教活動を禁止した同条の趣旨を踏まえ、その履行に支障をきたすおそれがあるものを除外するもので、宗教団体あるいはそれに類似する団体が行う事業等を想定しています。</p>
<p>(8) 次の業種に該当するものは登録しないものとする。</p>
<p>・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条各号に規定する営業を行うもの</p> <p>青少年の健全育成の観点から除外するものです。</p>
<p>・ 消費者金融・高利貸しに係るもの</p> <p>消費者金融とは、貸金業の規制等に関する法律第1条に規定する貸金業のうち、消費者への金銭の貸付け、又はこれを行うものを、高利貸しとは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に基づく範囲内の金利で貸し付ける貸金業を想定しており、消費者保護の観点から、利息制限法に規定する利息の範囲を超えるものや、悪質なものを除外するものです。</p>
<p>・ たばこに係るもの</p> <p>受動喫煙防止の努力義務を規定した健康増進法の平成15年5月の施行や、平成17年2月27日に発効した「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」により、たばこの広告、販売促進及び後援(スポンサーシップ)を禁止しまたは制限することとされたことを踏まえ、府民の健康保持増進という観点から、除外するものです。</p>
<p>・ ギャンブルに係るもの(宝くじに係るものを除く)</p> <p>青少年の健全育成及び府民生活の安定の観点から除外するものです。例えば、<u>大阪府青少年健全育成条例第10条第1項第5号</u>に規定するスロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技機を設置して客に遊技をさせることを業とするものや公営ギャンブルなどを想定しています。</p>
<p>(9) その他本町が登録しないことが適切と認めるもの</p> <p>上記以外の場合でも、登録しないことが適切であると判断されるものは、除外します。</p>

5 登録の手続き(岬“ゆめ・みらい”サポート事業制度要綱第4条、5条、6条関係)

- (1) 登録募集に関しては、原則、インターネット(ホームページ)により公募します。
- (2) 登録を希望する者は、ホームページより申込書(様式1)をダウンロードし、必要事項を記載のうえ、電子メール又は郵送等により岬町まちづくり戦略室企画地域再生担当に提出してくだ

さい。なお、電子メールによるお申込みの場合は、必要に応じ、当該申込み企業からのメールであることを確認するため、電話させていただく場合があります。また、郵送によるお申込みの場合は、必ず代表者印の押印をお願いします。

- (3) 申込書の提出があった際、町は、すみやかに申込書の内容等を確認し、登録の適否を決定し、電子メール等により申込者に通知させていただきます。

6 サポーターに関する情報の登録等(岬“ゆめ・みらい”サポート事業制度要綱第7条関係)

登録を決定したサポーターについて、必要な情報を取りまとめ、町職員が情報を共有するシステムにより、庁内に公開し、町職員において共有させていただくこととなります。

なお、登録をもって直ちに対外的に公表することは予定しておりませんが、マスコミ対応、あるいは情報公開請求等への対応など、対外的に情報提供する必要がある場合は、町の判断によりこれを提供することとさせていただきます。

7 サポーターによる事業提案等(岬“ゆめ・みらい”サポート事業制度要綱第8条、9条関係)

- (1) サポーターは、本町に対して地域貢献活動等の事業提案を随時行うことができます。
事業提案を行う場合は、事業提案書(様式2)に当該事業の参考となる資料を添付のうえ、本町まちづくり戦略室企画地域再生担当に提出してください。
- (2) 本町は、事業提案書等の提出があった場合、「岬“ゆめ・みらい”サポート事業承認審査会」を開催し、「岬“ゆめ・みらい”サポート事業」としての適否について審査を行い、その結果について、当該提案を行ったサポーターに電子メール又は電話等によりすみやかに通知します。
なお、サポート事業として決定する場合は、別に定める「岬“ゆめ・みらい”サポート事業マーク」の使用権を付与する旨、併せて通知します。

8 サポーターとの調整等(岬“ゆめ・みらい”サポート事業制度要綱第12条関係)

- (1) 他のサポーターとのマッチング
本町は、サポーターが行った事業提案について、他のサポーターとの連携を図ることによって、より一層の効果が期待できると判断する場合は、当該事業提案を行ったサポーターの意向を確認した上で、他のサポーターとのマッチング調整等関係者間の引合せを行います。
- (2) 町の施策とのマッチング
本町は、サポーターが行った事業提案について、本町の施策との連携を図ることによって、より一層の効果が期待できると判断する場合は、当該事業提案を行ったサポーターの意向を確認した上で、本町の関係部局と引合せし、施策とのマッチング調整を行います。
- (3) 町からサポーターへの提案
本町の施策の実現に向けた事業を企画立案する場合において、民間のノウハウ等を反映する必要があるときは、サポーターに対し、協力・連携等について提案させていただきます。

9 サポーターによる事業実施(岬“ゆめ・みらい”サポート事業制度要綱第13条、14条関係)

- (1) サポート事業の決定について通知を受けた場合は、本制度による承認事業として、事業を実施す

ることができます。この場合、事業の実施にあたっては、事業告知のポスターやパンフレット、事業会場等に設置する看板等に別に定めるサポートマークを表示することができます。

なお、表示方法、表示期間等の内容を使用届（様式3）により、町に事前に届出をお願いします。

(2) 本町は、ホームページへの掲載等により承認事業の事前PR及び事業実績等の周知に協力いたします。

(3) サポート事業が終了したときは、事業報告書を岬町に提出してください。

10 職員の綱紀保持への協力(岬“ゆめ・みらい”サポート事業制度要綱第15条関係)

サポーターは、本制度による各種事業の実施等により関係する本町職員が高い倫理観をもって職務を遂行できるよう十分配慮し、職員の綱紀保持に協力をお願いします。

【問合せ先】 〒599-0392 岬町まちづくり戦略室企画地方創生担当

TEL 072-492-2775 / FAX 072-492-5814

E-mail kouhou@town.osaka-misaki.lg.jp